

羽村駅東口周辺における市民の安全・安心の確保を求める意見書

羽村駅は東京都羽村市を通る唯一の鉄道である JR 青梅線の停車駅である。羽村駅東口側は、昭和 37 年に首都圏整備法に基づく市街地開発区域の指定を受け、工業団地や住宅団地の造成を中核とする土地区画整理事業を行い、職住近接の市街地として発展してきた。東口周辺の特徴として、スーパーマーケット、飲食店、金融機関、医療機関、学習塾等の市民生活と密接に関わる施設が集中していること、東京都指定史跡「まいまいず井戸」や羽村市指定文化財「五ノ神社本殿」等の文化財があること、市外からの訪問者が多いこと等が挙げられる。

東口周辺は一日を通して大勢の方が利用する空間であり、車両の通行も頻繁なため、様々な事件・事故が発生しやすい環境にある。さらに、昨今東口周辺では集団による迷惑行為が頻発しており、市民への直接的な迷惑行為や文化財を傷つけかねない行為も見受けられ、市民の不安は高まっている。これらの迷惑行為に対して、市民による日常的な見回りや警察署への通報に加え、令和 6 年 8 月には市民・福生警察署員・羽村市職員による合同の見回り活動が実施されたが、問題の解決には至っていない。

そこで、東口周辺の治安を改善し、市民の生命・身体・財産や地域の大切な文化財を守るため、下記のとおり要望する。

記

東京都の「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」等の啓発や迷惑行為の防止に向け、羽村駅東口周辺に交番を設置すること等の適切な対応をすること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 12 月 20 日

東京都羽村市議会議長 富松 崇

東京都知事
東京都公安委員会

警視總監
福生警察署長

宛